

東京都内における野鳥の高病原性鳥インフルエンザ 疑い事例の発生及び対応について

令和5年11月28日に東京都千代田区において回収されたノスリ1羽について、国立研究開発法人国立環境研究所で鳥インフルエンザウイルスの遺伝子検査※1を実施したところ、同年11月30日にA型鳥インフルエンザの陽性反応が確認された旨の報告がありました。本事例は、野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生が疑われる事例となります。

今後、本事例について、遺伝子検査※2を実施し、高病原性鳥インフルエンザであるか否かを確認いたします。

1 これまでの経緯

- 11月28日にノスリ1羽の死体を回収
東京都が簡易検査を実施したところ陰性と判明
- 11月30日に国立研究開発法人国立環境研究所で遺伝子検査※1を実施したところ、A型鳥インフルエンザ陽性を確認
- 同日、環境省が発生地周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定
- 今後、国立研究開発法人国立環境研究所で遺伝子検査※2を実施し、高病原性鳥インフルエンザか否かを確定

※1 A型鳥インフルエンザウイルスに特有の遺伝子であるM遺伝子を確認するためのLA-MP法による遺伝子検査

※2 ウイルスの血清亜型（H5またはH7亜型）の検出や病原性を判定するリアルタイムPCR法等による遺伝子検査

2 今後の対応

環境省が指定した野鳥監視重点区域（当該死亡野鳥が回収された場所を中心とする半径10km圏内）において、野鳥の監視を強化する。

3 留意事項

- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、環境局や、お近くの区市町村に御連絡ください。
- 周辺地域のみならず都民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- 発生地域周辺での取材等は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

4 参考情報

(1) 東京都内における野鳥に関する鳥インフルエンザ情報（東京都環境局）

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/animals_plants/birds/bird_flu_report.html

(2) 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ全般に関する情報（環境省）

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/

【問合せ先】

環境局自然環境部計画課

鳥獣保護管理担当

電話番号 03-5388-3505